



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
 - 貸金業法による行政処分……………(産業労働局金融部貸金業対策課)…二
 - 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…三
- 公 告
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…四
 - 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案(二件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…四
 - 都市計画の案(四件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・緑地景観課・都市基盤部街路計画課・市街地整備部企画課)…五
 - 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…六
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…六
 - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)…七
 - 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(同)…七

告示

●東京都告示第千六百三十六号

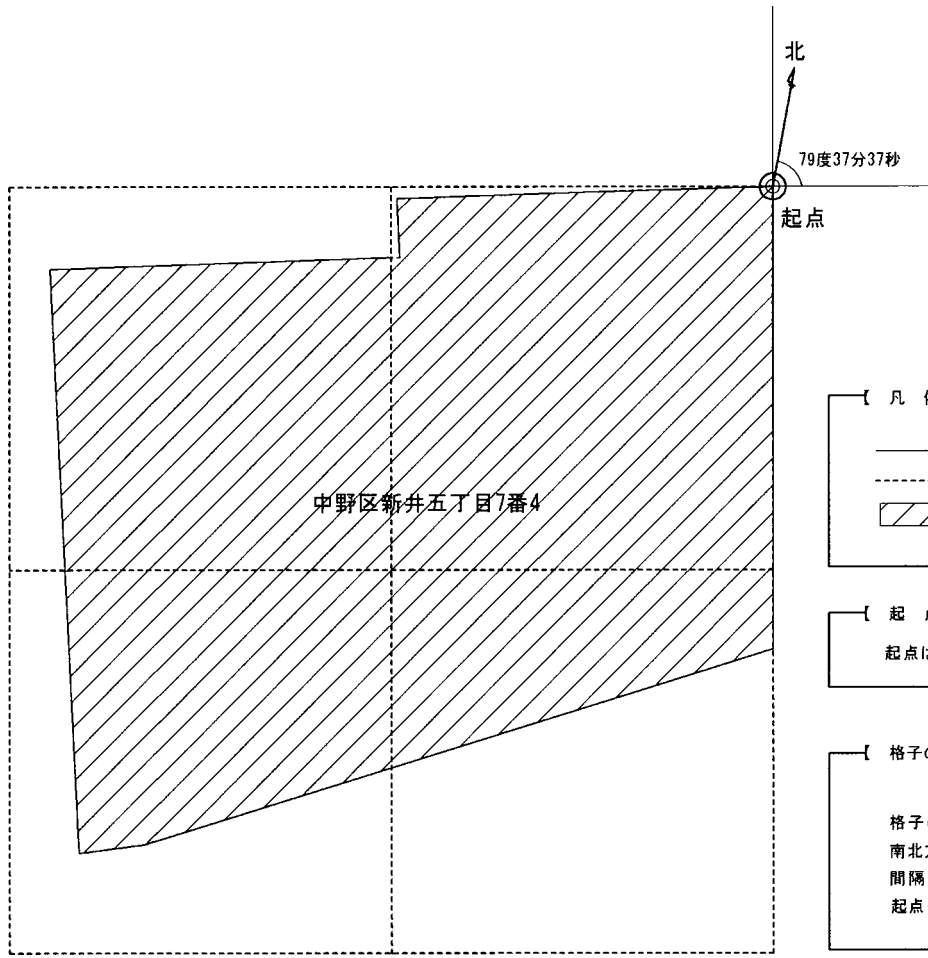
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十二月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり(中野区新井五丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定及び原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別 図



【 凡 例 】

- : 筆境界
- - - : 単位区画
- ▨ : 要措置区域

【 起 点 】

起点は、中野区新井五丁目7番4の最北端とする。

【 格子の回転角度 (79度37分37秒) 】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百三十七号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成三十年十二月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号又は名称 東商ファンド株式会社

(二) 氏名(法人の場合) 眞鍋 優
表者氏名)

(三) 主たる営業所の所在地 世田谷区奥沢六丁目四番九号 内田ビルII二階

(四) 登録番号 東京都知事(5)第二九三〇九号

(五) 登録年月日 平成二十九年五月十六日

二 処分年月日 平成三十年十一月五日

三 処分の内容

業務の全部（弁済の受領に関する業務及び訴訟又は調停に応ずる業務を除く。）を停止する。

四 業務停止期間

平成三十年十一月十二日から平成三十一年一月十日まで（六十日間）

五 適用条文

法第二十四条の六の四第一項第二号

●東京都告示第千六百三十八号

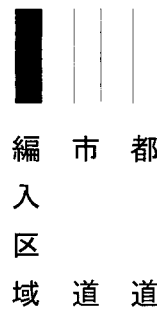
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十二月四日から起算して二

別図

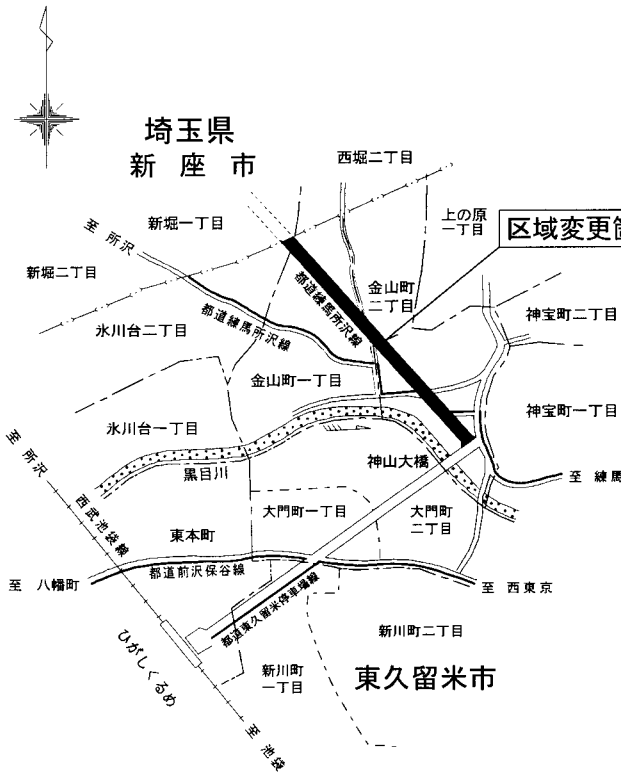
都道練馬所沢線区域変更略図

東久留米市金山町二丁目～東久留米市氷川台二丁目



延長 七七三・〇三メートル
面積 一三、八九四・五四平方メートル

区域変更箇所

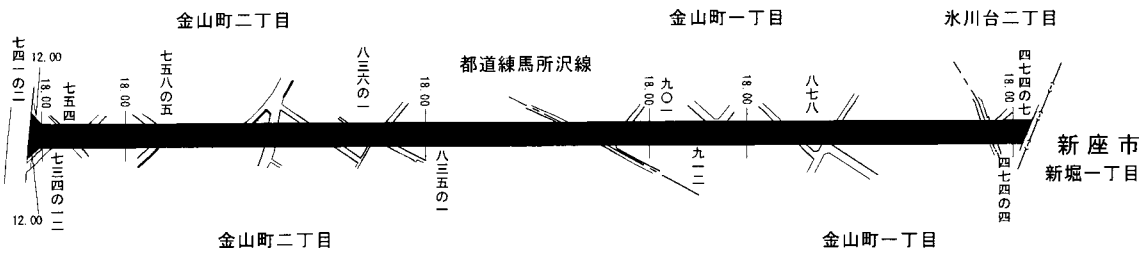


週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成三十年十二月四日
東京都知事 小池 百合子

一 路線名 練馬所沢
二 変更の区間 東久留米市金山町二丁目七百四十一番二
地内から同市氷川台二丁目四百七十四番

三 変更の概要 四地内まで
別図表示のとおり

東久留米市



公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一
条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、
同法第五十一条第五項において準用する同法第四十九条第
二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規
則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三
の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年十二月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人いきいきフォーラム草の根支援

二 代表者の氏名

宇野 真人

三 主たる事務所の所在地

東京都文京区向丘一丁目七番八号 コミュニティスベ
ースほのほの内

四 更新された認定の有効期間

平成三十年二月十八日から平成三十五年二月十七日ま
で

で

一 名称

特定非営利活動法人環境文明二十一

二 代表者の氏名

藤村 コノエ

三 主たる事務所の所在地

東京都大田区田園調布二丁目二十四番二十三ー三〇一
号

四 更新された認定の有効期間

平成三十年三月六日から平成三十五年三月五日まで

一 名称

特定非営利活動法人シーピーアイ教育文化交流推進委
員会

二 代表者の氏名

小西 菊文

三 主たる事務所の所在地

東京都三鷹市中原二丁目十六番九号

四 従たる事務所の所在地

東京都三鷹市北野四丁目九番九号 ベネッセビーオー

一

マヒンダラマロード、エトゥルコッテ、スリジャヤワ
ルダナプラコッテ、スリランカ

二

ジャランマンパンプラパタンナンバー十五（三十六
D）、ジャカルタ、インドネシア

五 更新された認定の有効期間

平成三十年七月十七日から平成三十五年七月十六日ま
で

で

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する
事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平
成二十五年法律第七号）第二十一条第三項の規定により
行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の

案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することが
できる。

平成三十年十二月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計
画建築物等整備
事業に係る都市
計画に定めるべ
き事項の種類

当該事項を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画都
市再生特別地区
（品川駅北周辺
地区）

港区港南二丁目、芝浦四丁目、高
輪二丁目及び三田三丁目各地内

縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
二階北側）及び港区役所

縦覧期間

公告の日から二週間

意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する
事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平
成二十五年法律第七号）第二十一条第三項の規定により
行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の
案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することが

できる。

平成三十年十二月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計
画建築物等整備
事業に係る都市
計画に定めるべ
き事項の種類

当該事項を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画都
市再生特別地区
（品川駅北周辺
地区）

港区港南二丁目、芝浦四丁目、高
輪二丁目及び三田三丁目各地内

縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
二階北側）及び港区役所

縦覧期間

公告の日から二週間

意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

できる。

平成三十年十二月四日

東京都知事 小池百合子

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

当該事項を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

品川駅周辺地区地区計画

変更する部分

港区港南一丁目、港南二丁目、芝浦四丁目、高輪二丁目、高輪三丁目及び三田三丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成三十年十二月四日

東京都知事 小池百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用途地域

第一種中高層住居専用地域

第一種住居地域

第一種住居地域

変更する部分

追加する部分

品川区戸越六丁目地内

品川区戸越六丁目地内

品川区戸越六丁目地内

品川区戸越六丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに品川区役所及び大田区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画公園に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成三十年十二月四日

東京都知事 小池百合子

一 都市計画の種類 東京都市計画公園

追加する部分

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

東京都知事 小池百合子

都市計画を定める土地の区域

東京都市計画公園

追加する部分

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

東京都知事 小池百合子

都市計画を定める土地の区域

東京都市計画公園

追加する部分

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

東京都知事 小池百合子

都市計画を定める土地の区域

東京都市計画公園

追加する部分

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

品川区小山台二丁目地内

<p>十二 縦覧時間</p> <p>年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名</p> <p>コジマ×ビックカメラ豊玉店</p> <p>二 店舗所在地</p> <p>練馬区豊玉中二丁目二十八番十号</p> <p>三 設置者名</p> <p>内織商事有限会社</p> <p>四 設置者住所</p> <p>練馬区豊玉中二丁目二十三番十四号</p> <p>五 変更前の店舗名</p> <p>コジマNEW豊玉店</p> <p>六 変更後の店舗名</p> <p>コジマ×ビックカメラ豊玉店</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称</p> <p>株式会社コジマ</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名</p> <p>寺崎 悦男</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名</p> <p>木村 一義</p> <p>十 変更日</p> <p>平成二十八年一月三十日ほか</p> <p>十一 届出日</p> <p>平成三十年十一月六日</p> <p>十二 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間</p> <p>平成三十年十二月四日から平成三十一年四月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>平成三十年十二月四日</p>	<p>一 店舗名</p> <p>三鷹ショッピングセンター第一ビル</p> <p>二 店舗所在地</p> <p>三鷹市下連雀三丁目二十八番二十三〇〇号</p> <p>三 設置者名</p> <p>三鷹センター街協同組合</p> <p>四 意見</p> <p>ア 聴取者</p> <p>三鷹市長</p> <p>イ 概要</p> <p>意見なし</p> <p>ウ 収受日</p> <p>平成三十年十一月十九日</p> <p>五 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間</p> <p>平成三十年十二月四日から平成三十一年一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項</p>
<p>の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>平成三十年十二月四日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>一 店舗名、店舗所在地及び設置者名</p> <p>(一)ア 店舗名</p> <p>(仮称) ライフ桜新町店</p> <p>イ 店舗所在地</p> <p>世田谷区桜新町二丁目二十三番</p> <p>ウ 設置者名</p> <p>東光商事株式会社</p> <p>(二)ア 店舗名</p> <p>(仮称) アクロスプラザ東久留米</p> <p>イ 店舗所在地</p> <p>東久留米市上の原二丁目三百三十三番三</p> <p>ウ 設置者名</p> <p>三井住友ファイナンス&リース株式会社</p> <p>(三)ア 店舗名</p> <p>立川みなみルネッサンス</p> <p>イ 店舗所在地</p> <p>立川市柴崎町三丁目六番二十九号</p> <p>ウ 設置者名</p> <p>有限会社立川みなみルネッサンス</p> <p>二 東京都の意見の概要</p> <p>ア 概要</p> <p>一(一)から(三)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四條に基づき指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。</p> <p>イ 意見の通知日</p> <p>平成三十年十一月十三日</p> <p>三 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>四 縦覧期間</p> <p>平成三十年十二月四日から平成三十一年一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>五 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分</p>

まで。ただし、正午から午後一時ま
でを除く。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001

